

「下水道～いま変えねば自治体破綻」

平成22年12月

全国環境整備事業協同組合連合会

目 次

民主党マニフェスト	2
ひもつき補助金 → 色つき交付金	3
日本国憲法／下水道法／民主党 政策集「INDEX2009」	4
全国自治体 地方債に占める下水道債	5
下水道管理費及び実質使用料金不足額	7
高速道路・ダムと下水道	8
下水道経営に関する留意事項等について	9
健全化判断比率	11
2万人の下水道	13
下水管路の老朽化等に起因する道路陥没	14
下水道法10条改正による効果	15
浄化槽の問題点／浄化槽交付金（助成金）制度及び設置費	16
浄化槽機能保証制度	17
平成20年度 限界（過疎）集落における農集排管理費及び実質使用料金不足額	18
政府に対する要望決議	19

民主党 マニフェスト

(2009 年衆議院選挙)

霞が関を解体・再編し、地域主権を確立する

【政策目的】

- 明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。
- 中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を、上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。
- 地域の産業を再生し、雇用を拡大することによって地域を活性化する。

【具体策】

- 新たに設立する「行政刷新会議（仮称）」で全ての事務事業を整理し、基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。
- 国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。
- 国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。
- 「一括交付金」化により、効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不要になるため、補助金に関わる経費と人件費を削減する。

(2010 年参議院選挙)

- 地方が自由に使える「一括交付金」の第一段階として、2011年度に公共事業をはじめとする投資への補助金を一括交付金化します。引き続き、さらなる一括交付金化を検討します。

ひもつき補助金 → 色つき交付金

国土交通省

	平成21年度	平成22年度
社会資本整備総合交付金		2兆2,000億円
内 下水道		4,908億円
※ 補助金	2兆9,448億円	3,157億円
内 下水道	6,328億円	490億円

内閣府

地域再生基盤強化交付金	1,446億円	1,034億円
内 下水道	412億円	193億円

下水道 合 計 6,740億円 5,591億円

※ 補助金の内訳

下水道	6,328億円	490億円
治水	2,730億円	691億円
道路(道路環境整備含む)	3,719億円	937億円
海岸	273億円	33億円
まちづくり(市街地整備)	3,197億円	60億円
住宅	3,232億円	730億円
港湾	569億円	216億円
道路等(地域活力基盤整備)	9,400億円	
合 計	2兆9,448億円	3,157億円

日本国憲法

第三章 国民の権利及び義務

(財産権)

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

下水道法

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

一～三 （略）

民主党 政策集「INDEX2009」

環境・暮らしにやさしい 下水道法等の改正

下水道整備が各自治体の大きな負担要因になっているとの認識に立ち、硬直的な接続義務を見直す法改正を行い、下水道に偏重した汚水処理対策を正します。

合併浄化槽は、汚水処理性能が下水道と比較して遜色のない水準に達していること、過疎地域において経済効率において優れていること、循環型社会の形成に寄与する機能を有することが指摘されています。このため、下水道法を改正し、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合、公共用水域の水質の保全や公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じます。

全国自治体 地方債に占める下水道債

企業会計：上水道、工業用水道、交通、電気、ガス、簡易水道、港湾整備、病院、市場、と蓄場、観光施設、

年度	起債計 新たな借入額	起債			元利償還金計 1年間の返済額	元利償還金		
		一般会計	特別会計 (企業会計)	内 下水道		一般会計	特別会計 (企業会計)	内 下水道
9	18兆8,846億円	14兆0,788億円	4兆8,058億円	2兆4,839億円	14兆6,480億円	10兆2,660億円	4兆3,820億円	1兆9,334億円
10	20兆0,090億円	15兆1,359億円	4兆8,731億円	2兆6,080億円	15兆3,380億円	10兆8,634億円	4兆4,746億円	2兆0,154億円
11	17兆8,549億円	13兆0,733億円	4兆7,816億円	2兆5,742億円	16兆4,999億円	11兆7,560億円	4兆7,439億円	2兆1,586億円
12	15兆4,604億円	11兆1,161億円	4兆3,443億円	2兆2,722億円	17兆2,139億円	12兆3,462億円	4兆8,677億円	2兆2,693億円
13	15兆7,076億円	11兆8,156億円	3兆8,920億円	2兆0,495億円	17兆7,305億円	12兆8,207億円	4兆9,098億円	2兆3,617億円
14	16兆8,299億円	13兆3,192億円	3兆5,107億円	1兆8,562億円	18兆1,865億円	13兆0,365億円	5兆1,500億円	2兆5,307億円
15	17兆0,096億円	13兆7,894億円	3兆2,202億円	1兆6,668億円	18兆4,482億円	13兆1,549億円	5兆2,933億円	2兆6,721億円
16	15兆6,819億円	12兆3,753億円	3兆3,066億円	1兆5,971億円	18兆9,073億円	13兆0,786億円	5兆8,287億円	2兆8,873億円
17	13兆3,914億円	10兆3,763億円	3兆0,151億円	1兆5,623億円	19兆6,587億円	13兆9,233億円	5兆7,354億円	2兆8,373億円
18	12兆4,765億円	9兆6,223億円	2兆8,542億円	1兆5,412億円	18兆8,640億円	13兆2,511億円	5兆6,129億円	2兆8,176億円
10年差	6兆4,081億円	4兆4,565億円	1兆9,516億円	9,427億円	4兆2,160億円	2兆9,851億円	1兆2,309億円	8,842億円
10年計	163兆3,058億円	124兆7,022億円	38兆6,036億円	20兆2,114億円	175兆4,950億円	124兆4,967億円	50兆9,983億円	24兆4,834億円

19	13兆5,469億円	9兆5,845億円	3兆9,624億円	2兆2,398億円	20兆1,962億円	12兆9,990億円	7兆1,972億円	3兆6,156億円
20	13兆8,645億円	9兆9,220億円	3兆9,425億円	2兆1,635億円	20兆0,243億円	13兆1,331億円	6兆8,912億円	3兆5,416億円

○ 19・20年度の元利償還金増は
金利変動による借換債を含む

下水道と病院

宅地造成、公共下水道事業（農業集落排水事業を含む）

地方債残高 計	地方債残高 (利息除く)				下水道 整備率	下水道 管理費 (汚水処理分)	その他 〔繰出基準 相当額〕
	一般会計	特別会計 (企業会計)	内 下水道	内 病院		下水道 使用料金 徴収額	下水道 使用料金 不足額
179兆0,746億円	126兆7,108億円	52兆3,638億円	26兆5,874億円	3兆2,533億円	56%	1兆9,665億円 1兆0,472億円	1,466億円 7,727億円
193兆1,108億円	137兆8,591億円	55兆2,517億円	28兆5,111億円	3兆5,826億円	58%	2兆0,619億円 1兆1,057億円	1,649億円 7,913億円
205兆4,981億円	147兆8,178億円	57兆6,803億円	30兆2,021億円	3兆7,551億円	60%	2兆1,686億円 1兆1,420億円	1,787億円 8,479億円
214兆2,318億円	154兆3,483億円	59兆8,835億円	31兆4,817億円	3兆9,132億円	62%	2兆2,934億円 1兆2,053億円	2,209億円 8,672億円
221兆6,564億円	159兆3,918億円	62兆2,646億円	33兆4,072億円	4兆0,777億円	64%	2兆3,742億円 1兆2,450億円	2,373億円 8,919億円
226兆6,937億円	164兆8,250億円	61兆8,687億円	32兆9,969億円	4兆2,181億円	65%	2兆4,836億円 1兆2,784億円	2,548億円 9,504億円
232兆0,358億円	169兆9,366億円	62兆0,992億円	33兆1,417億円	4兆3,021億円	67%	2兆5,656億円 1兆3,053億円	2,726億円 9,877億円
235兆0,225億円	173兆4,335億円	61兆5,890億円	33兆1,081億円	4兆3,372億円	68%	2兆7,368億円 1兆3,574億円	3,042億円 1兆0,752億円
234兆3,905億円	173兆6,658億円	60兆7,247億円	32兆9,170億円	4兆2,961億円	70%	2兆7,238億円 1兆3,604億円	3,232億円 1兆0,402億円
232兆3,321億円	172兆6,766億円	59兆6,555億円	32兆6,910億円	4兆1,129億円	71%	2兆6,866億円 1兆3,823億円	4,735億円 8,309億円
53兆2,575億円 10年 増	45兆9,658億円	7兆2,917億円	6兆1,036億円 84%	8,596億円	15%		
○ 10年間の特別会計における下水道債の増は 6兆1,036億円 比率は84% 下水道使用料金不足額を加えると93%である					10年計	24兆0,610億円 12兆4,290億円	2兆5,767億円 9兆0,553億円 93%
						実質使用料金不足額	11兆6,320億円

229兆9,413億円	171兆7,752億円	58兆1,661億円	32兆3,053億円	4兆0,202億円	72%	2兆8,189億円 1兆4,085億円	6,356億円 7,748億円
227兆5,358億円	170兆9,830億円	56兆5,528億円	31兆8,619億円	3兆9,889億円	73%	2兆7,131億円 1兆4,021億円	7,139億円 5,971億円

下水道管理費及び実質使用料金不足額

年度	下水道 管理費 汚水処理分	下水道 使用料金 徴収額	① その他 繰出基準 相当額	② 下水道 使用料金 不足額	(①+②) 実質 使用料金 不足額
9	1兆9,665億円	1兆0,472億円	1,466億円	7,727億円	9,193億円
10	2兆0,619億円	1兆1,057億円	1,649億円	7,913億円	9,562億円
11	2兆1,686億円	1兆1,420億円	1,787億円	8,479億円	1兆0,266億円
12	2兆2,934億円	1兆2,053億円	2,209億円	8,672億円	1兆0,881億円
13	2兆3,742億円	1兆2,450億円	2,373億円	8,919億円	1兆1,292億円
14	2兆4,836億円	1兆2,784億円	2,548億円	9,504億円	1兆2,052億円
15	2兆5,656億円	1兆3,053億円	2,726億円	9,877億円	1兆2,603億円
16	2兆7,368億円	1兆3,574億円	3,042億円	1兆0,752億円	1兆3,794億円
17	2兆7,238億円	1兆3,604億円	3,232億円	1兆0,402億円	1兆3,634億円
18	2兆6,866億円	1兆3,823億円	4,735億円	8,308億円	1兆3,043億円
10年 計	24兆0,610億円	12兆4,290億円	2兆5,767億円	9兆0,553億円	11兆6,320億円

19	2兆8,189億円	1兆4,085億円	6,356億円	7,748億円	1兆4,104億円
20	2兆7,131億円	1兆4,021億円	7,139億円	5,971億円	1兆3,110億円

- 1 その他(繰出基準相当額)は、平成18年度の総務省通知「平成18年度の地方公営企業繰出金について」により、大幅に増加した。(平成18年度 4,735億円→平成20年度 7,139億円)
- 2 下水道管理費 汚水処理分の実質使用料金不足額は一般会計から繰入れされており、その額は毎年1兆円以上にのぼる。

高速道路・ダムと下水道

下水道事業が地方自治体財政を赤字にする主な要因の一つになっている。

下水道事業は独立採算を原則にしているにもかかわらず、国及び自治体財政に強く依存している。

【高速道路整備事業】

高速道路の料金不足は債務残高に加えられている

過去10年間の建設費		10兆6,228億円
内 投じられた国費		1兆6,521億円
過去10年間の料金不足額		13兆7,237億円
平成18年度末債務残高	計	25兆3,753億円

(旧日本道路公団分)

【ダム建設事業】

発電専用ダムは含まれない(民間ダム)

過去10年間の建設費	5兆6,070億円
------------	-----------

【下水道整備事業】

下水道使用料金不足額は起債(地方債)残高に含まれない

過去10年間の建設費	30兆0,514億円
内訳 投じられた国費	10兆8,227億円
自治体費等	4兆1,477億円
受益者負担金	6,624億円
起債(地方債)	14兆4,186億円
過去10年間の下水道使用料金不足額	9兆0,553億円
平成18年度末起債(地方債)残高	32兆6,910億円
計	41兆7,463億円

国都下管第 10 号
平成16年12月16日

各都道府県下水道担当部長 殿
各政令指定都市下水道担当局長 殿

国土交通省都市・地域整備局下水道部
下水道企画課下水道管理指導室長

下水道経営に関する留意事項等について

(別紙)

1. 下水道経営の健全化に向けた取組みへの留意事項

(1) 明確な経営目標と経営見通し

経営改革によって地方公営企業の経営基盤の強化を図っていくためには、企業経営の現状や展望等についての情報を作成・開示しながら住民の理解と協力の下に経営を進める必要があります。このため、中期経営計画を策定、業績評価の実施等を通して、より一層計画性・透明性の高い企業経営の推進に努める必要があります。

また、計画、施行、維持管理といった事業の各段階において、将来の経営目標、経営見通しを継続的に点検・修正していくことが必要です。

(2) 適切な下水道使用料の設定

下水道管理者は、能率的な経営の下で必要となる事業の管理・運営費用のすべてを回収できる水準に下水道使用料を設定し、これを確実に徴収するように努めなければなりません。

今後は、人口減少や節水型社会の進行等により、全体として水需要の低下や水質の変化等が見込まれることから、水需要の動向に応じて料金体系も含めた適時適切な見直しをしていく必要があります。

(3) 接続の徹底

接続の不徹底は、下水道施設の遊休化や公共用水域の水質への悪影響、下水道経営の問題、接続済の者と未接続者との間の負担の公平など、無視し得ない多くの問題を生じることになるため、早急に改善しなければなりません。

接続を徹底するためには、接続の意義や未処理汚水が環境に与えるダメージ等を分かり易い形で住民等へ説明し、社会的コンセンサスを形成することが不可欠です。

(4) 経営情報の公開・透明化

上記のような各種施策を推進するためには、下水道管理者による積極的な情報の公開と説明責任の徹底が不可欠です。

また、住民等から下水道整備の必要性についての正しい理解を得るためには、下水道整備が公共用水域の水質保全に与える効果、そのための費用と料金負担の関係等についての情報を分かり易く開示する必要があります。

(5) 企業会計の導入

事業の計画性や透明性の確保、公費で負担すべき部分の明確化等に向けて、企業会計方式の導入による財務諸表等の作成が有効です。

今後は、企業会計方式を導入し、経費負担の原則が明確に示すとともに、収入、コスト、資金の調達状況等が適切に区分して表示されている財務諸表等を通して、下水道事業の経営状況を理解し易くすることが必要不可欠です。

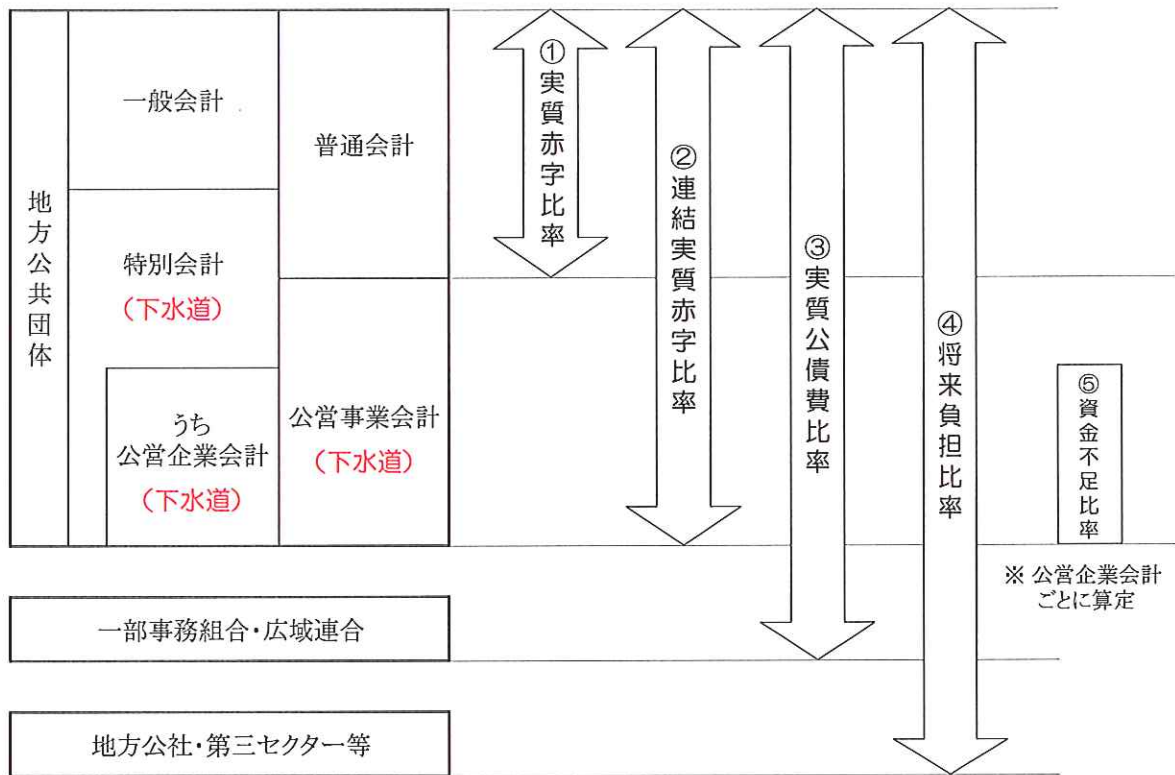
(6) 意識改革

下水道管理者においては、議会、住民等に対して十分な説明を行うことを抜きにして事業の円滑な運営は望めないことを再認識する必要があります。

特に下水道事業は、地方財政法で地方公営企業として位置付けられており、独立した企業として経営が成り立つことが期待されていることから、企業体であることの明確な自覚をもって経営に取り組まなければなりません。

健全化判断比率

〈 健全化判断比率等の対象 〉



〈 基準値 〉

	早期健全化基準	財政再生基準	例) 19年度 和歌山市
① 実質赤字比率	標準財政規模に応じて 11.25～15.0%	20.0%	0.61
② 連結実質赤字比率	標準財政規模に応じて 16.25～20.0%	30.0% (20、21年度は 40.0% 22年度は 35.0%)	17.60
③ 実質公債費比率	25.0%	35.0%	12.7
④ 将来負担比率	350.0%	—	211.0
⑤ 資金不足比率			

※ 数値が大きくなるほど財政が悪化

① 実質赤字比率（昭和35年）

一般会計等の実質赤字の比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

② 連結実質赤字比率（平成19年度）

一般会計及び特別会計のすべての会計の実質赤字の比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③ 実質公債費比率（平成18年度）

一般会計等が負担する公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{地方債の} \\ \text{元利償還金} \end{array} + \begin{array}{c} \text{準元利} \\ \text{償還金} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{特定財源} + \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}$$

（3ヵ年平均）

④ 将来負担比率（平成19年度）

地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \left(\begin{array}{c} \text{充当可能} \\ \text{基金額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{特定財源} \\ \text{見込額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{地方債現在高等に係る} \\ \text{基準財政需要額算入見込額} \end{array} \right)}{\text{標準財政規模} - \left(\begin{array}{c} \text{元利償還金・準元利償還金に} \\ \text{係る基準財政需要額算入額} \end{array} \right)}$$

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額が事業の規模（料金収入等）に対してどの程度あるかを示した比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

2万人の下水道

赤字にならない下水道使用料金徴収額 13万円/世帯・年
20年後に起債以上の借金が残る、更新が始まる

下水道建設費	国費（補助金）	県・市町村費等	受益者負担金	起 債
計 252億0,000万円	80億6,400万円	30億2,400万円	10億0,800万円	131億0,400万円

経 年	整備 供用 率	下水道管理費（汚水処理分）			下水道 使用料金 徴収額 49,275円/世帯・年	下水道 使用料金 不足額	起債残高
		維持管理費	起債元利 償還費	合 計			
1	5%	2,542万円	0	2,542万円	1,916万円	626万円	6億3,700万円
2	10%	4,828万円	2,208万円	7,036万円	3,833万円	3,203万円	12億7,400万円
3	15%	6,859万円	3,728万円	1億0,587万円	5,749万円	4,838万円	19億1,100万円
4	20%	7,401万円	5,525万円	1億2,926万円	6,570万円	6,356万円	25億4,800万円
5	25%	8,704万円	7,599万円	1億6,303万円	8,213万円	8,090万円	31億8,500万円
6	30%	9,788万円	9,950万円	1億9,738万円	9,855万円	9,883万円	38億2,200万円
7	35%	1億0,652万円	1億2,579万円	2億3,231万円	1億1,498万円	1億1,734万円	44億4,039万円
8	40%	1億1,298万円	1億5,485万円	2億6,783万円	1億3,140万円	1億3,643万円	50億3,970万円
9	45%	1億1,725万円	1億8,668万円	3億0,393万円	1億4,783万円	1億5,610万円	56億1,945万円
10	50%	1億1,933万円	2億2,128万円	3億4,061万円	1億6,425万円	1億7,636万円	61億7,915万円
11	55%	1億1,985万円	2億5,865万円	3億7,850万円	1億8,068万円	1億9,783万円	67億1,829万円
12	60%	1億2,092万円	2億9,880万円	4億1,972万円	1億9,710万円	2億2,262万円	72億3,636万円
13	65%	1億2,560万円	3億4,172万円	4億6,732万円	2億1,353万円	2億5,379万円	77億3,283万円
14	70%	1億3,259万円	3億8,741万円	5億2,000万円	2億2,995万円	2億9,005万円	82億0,715万円
15	75%	1億4,136万円	4億3,587万円	5億7,723万円	2億4,638万円	3億3,086万円	86億5,877万円
16	80%	1億5,091万円	4億8,710万円	6億3,801万円	2億6,280万円	3億7,521万円	90億8,711万円
17	85%	1億6,089万円	5億4,111万円	7億0,200万円	2億7,923万円	4億2,277万円	94億9,160万円
18	90%	1億7,170万円	5億8,946万円	7億6,116万円	2億9,565万円	4億6,551万円	98億7,162万円
19	95%	1億8,327万円	6億3,744万円	8億2,071万円	3億1,208万円	5億0,864万円	102億2,657万円
20	100%	1億9,554万円	7億0,976万円	9億0,530万円	3億2,850万円	5億7,680万円	105億5,581万円
合計		23億5,992万円	56億6,600万円	80億2,593万円	34億6,568万円	45億6,025万円	

注) 四捨五入のため算出数値に誤差が生じる場合がある

2万人の料金不足と実質起債残高（利息別）

経 年	① 下水道使用料金不足額	② 起債残高	① + ② 実質起債残高
20年	45億6,025万円	105億5,581万円	151億1,606万円

20年間で回収できない金額

③ 国費（補助金）	④ 県・市町村費	① 下水道使用料金不足額	③ + ④ + ① 合 計
80億6,400万円	30億2,400万円	45億6,025万円	156億4,825万円

20年間で起債残高は105億円。下水道使用料金不足額を加えた実質残高は151億円で
起債額より多くなる。

下水管路の老朽化等に起因する道路陥没

道路陥没箇所

年 度	道路陥没箇所
平成 1 7 年	6,600 箇所
平成 1 8 年	4,400 箇所

平成 2 0 年 7 月 1 1 日

国土交通省都市・地域整備局

下水道部下水道事業課

下水管路の損傷状況に関する点検等調査（第 5 回）の結果について

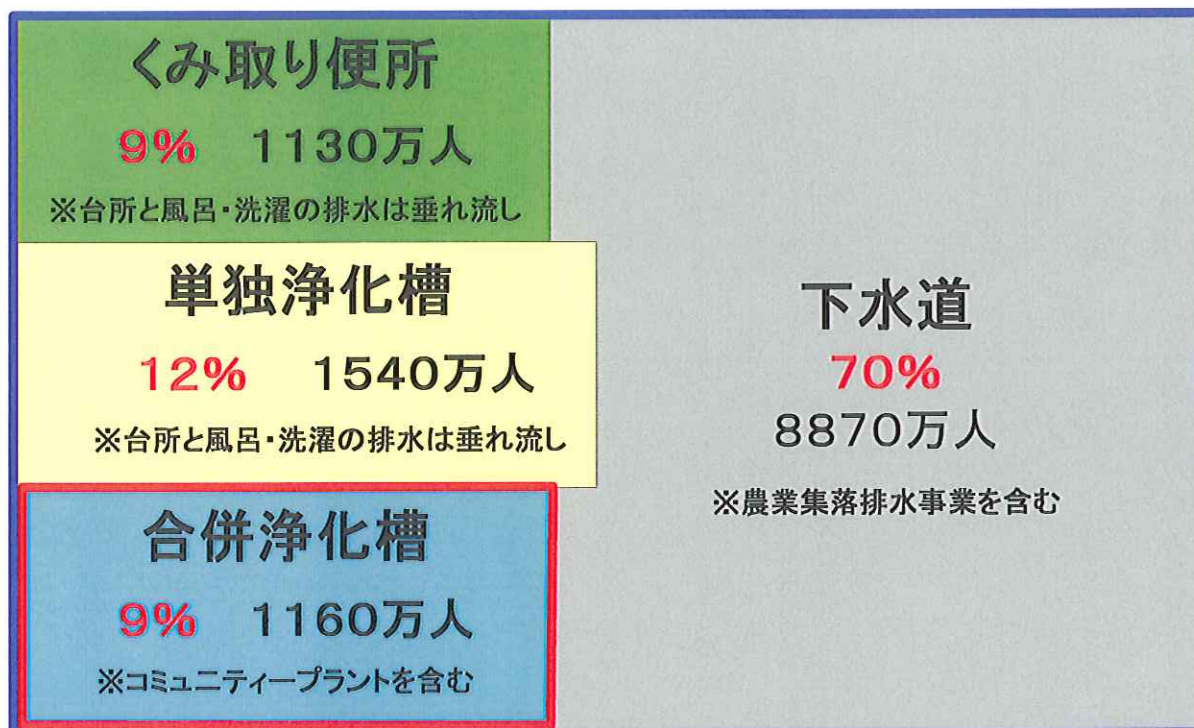
これまでの下水道整備により、下水管路の延長は全国で約 39 万km（平成 18 年度末）に達しており、耐用年数を超える老朽管路は今後更に増加します。下水管路の老朽化等に起因する道路陥没は、平成 18 年度には全国約 4,400 箇所で発生しています。道路陥没は、人身事故や道路交通障害などを引き起こし、社会的に重大な影響を与えかねません。そのため、安全確保の観点から、下水管路の定期的な点検・調査、さらには計画的な改築・修繕を行う必要があります。

国土交通省としては、この結果を踏まえ、地方公共団体に対し、点検を実施していない管路については早急な点検をお願いするとともに、点検の結果、対策が必要と判定された管路については、必要な対策の早期かつ着実な実施を要請していきます。

下水道法10条改正による効果

平成20年度

環境省 一般廃棄物処理実態調査



今後の下水道に必要な建設費

	対象人口	建設費(126万円/人)
くみ取り便所	1,130万人	14兆2,380億円
単独浄化槽	1,540万人	19兆4,040億円
合併浄化槽	1,160万人	14兆6,160億円
下水道未供用 計	3,830万人	48兆2,580億円

○下水道法11条の3では3年以内に接続義務を課しており、合併浄化槽を設置している者は、設置時に補助金型であつても個人負担50万円程、下水道が整備されると受益者負担金20万円～40万円、接続費用20万円～40万円の計90万円～130万円出費となる。

浄化槽の問題点

- 補助金の基準額が不透明である。(下表)
- 年間5回 設置者宅内にて作業がある。(保守点検3回 40分/1回、清掃 1回、法定検査 1回)
- 保守点検 一部地域で点検時間(5分間)、点検回数(一律年12回等)に規範意識の欠落
- 清 掃 高齢独居世帯に対する料金対策
- 法定検査 判定基準の不統一、7条検査時期の問題

浄化槽 交付金(助成金)制度及び設置費

浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型)

5人槽 基準額 : 83.7万円		
助成金対象 75.3万円		個人負担 8.4万円
国費(助成金) 27.9万円	地方負担 47.4万円	

浄化槽設置整備事業(個人設置型)

5人槽 基準額 : 83.0万円		
助成金対象 33.2万円		個人負担 49.8万円
国費(助成金) 11.06万円	地方負担 22.14万円	

浄化槽 実勢価格

?	浄化槽 本体 10万円	工事費 10万円
---	-------------------	-------------

基準額は83万円であるが、実勢価格は本体に10万円、工事業者には10万円程であり、工事業者は利益を出すことができずギリギリの経営をしいられている実状がある。

浄化槽機能保証制度の問題点

年度	保証登録料 〔各県からの入金額〕 15年度以降 1件800円	管理費・事業費等 (不明金)	基金積立 残	全浄連の回答		
				保証登録 件数	支払 件数	保証金額
5	1,058万2,000円	1,058万2,000円	0	1万3,291件	0	0
6	4,803万5,000円	1,539万5,000円	3,264万0,000円	4万8,035件	0	0
7	7,839万1,000円	4,657万1,000円	3,182万0,000円	7万8,391件	0	0
8	9,034万4,000円	5,852万4,000円	3,182万0,000円	9万0,344件	1件	68万5,200円
9	8,092万4,000円	5,752万4,000円	2,340万0,000円	8万0,924件	0	0
10	8,403万2,000円	3,523万2,000円	4,880万0,000円	8万4,032件	1件	143万3,145円
11	9,516万8,000円	4,316万8,000円	5,200万0,000円	9万5,168件	0	0
12	1億0,433万2,000円	4,993万2,000円	5,440万0,000円	10万4,332件	0	0
13	1億0,819万9,000円	5,059万9,000円	5,760万0,000円	10万8,199件	1件	5万6,700円
14	9,873万6,000円	7,373万6,000円	2,500万0,000円	10万7,603件	5件	382万8,322円
15	8,524万0,800円	6,024万0,800円	2,500万0,000円	10万6,551件	4件	44万7,195円
16	8,010万3,200円	3,010万3,200円	5,000万0,000円	10万0,129件	0	0
17	7,103万7,600円	6,603万7,600円	500万0,000円	8万8,797件	0	0
18	6,454万6,400円	5,954万6,400円	500万0,000円	8万0,683件	1件	114万5,760円
19	5,767万8,400円	1,167万8,400円	4,600万0,000円	7万2,098件	0	0
計	11億5,734万9,400円	6億6,886万9,400円	4億8,848万0,000円	125万8,577件	13件	759万6,322円

- 1 平成5年度から平成19年度までに登録件数125万件、保証登録料11億5,734万円。
この間、本制度により保証された浄化槽は13件、760万円であった。
- 2 保証登録料11億5,734万円のうち、6億6,887万円が管理費・事業費等に費消されている。

平成20年度 限界(過疎)集落における 農集排管理費及び実質使用料金不足額

要望

農水省

限界集落における生活排水対策を推進する観点から、農業集落排水事業の事業対象を、人口減少に維持管理費が対応出来る管路施設を必要としない、一戸からに拡充されたいこと。

都道府県名 市町村名 処理地区名	計画人口 一人当たりの 建設費 現在人口 一人当たりの 建設費	建設費 (整備済み)	農集排 管理費	農集排 使用料金 徴収額	① その他 〔繰出基準 相当額〕	② 農集排 使用料金 不足額	(①+②) 実質 使用料金 不足額
秋田県 藤里町 中通	610人 182万円/人 305人 364万円/人	11億1,082 万円	1,605 万円	329 万円	695 万円	581 万円	1,276 万円
福島県 昭和村 下昭和	600人 150万円/人 314人 287万円/人	9億0,297 万円	3,166 万円	335 万円	2,483 万円	348 万円	2,831 万円
和歌山県 高野町 花坂	300人 182万円/人 110人 498万円/人	5億4,837 万円	1,642 万円	263 万円	1,071 万円	308 万円	1,379 万円
北海道 更別村 上更別	200人 198万円/人 91人 436万円/人	3億9,679 万円	1,181 万円	130 万円	60 万円	991 万円	1,051 万円
沖縄県 座間味村 慶留間	180人 210万円/人 57人 666万円/人	3億7,976 万円	507 万円	54 万円	132 万円	321 万円	453 万円

農集排施設管理費に占める その他(繰出基準相当額)は、平成18年度の総務省通知「平成18年度の地方公営企業繰出金について」により、大幅に増加した。

政府に対する要望決議

全国環境整備事業協同組合連合会

平成 22 年 10 月 22 日に開催した、全国環境整備事業協同組合連合会第 36 回
全国大会において政府に対する要望決議を可決したことにより、以下のことを要望する。

記

- 一、国及び地方自治財政の健全化のため、浄化槽は公共用水域等の水質の保全及び公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、下水道への接続義務を免除する法改正をされたいこと。

(環境省・国土交通省)

- 一、浄化槽に対する信頼性を高めるため、法定検査に関する判定基準の運用を統一化されたいこと。

(環境省)

- 一、浄化槽に対する国民の義務及び維持管理の費用負担を考慮し、浄化槽の保守点検回数は通常の使用状態において「以上」を除き、「4 月に 1 回」と明確にされたいこと。

(環境省)

- 一、送風機は停止後 3 日程で水質悪化することを踏まえ、公共用水域の水質汚濁防止の観点から、新設する浄化槽に対し、送風機停止警報器常設の省令化をされたいこと。

(環境省)

- 一、震災時における被災者のライフライン確保の観点から、指定避難場所には浄化槽の設置を義務付けられたいこと。

(環境省・内閣府)

- 一、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の趣旨に鑑み、廃棄物の適正な収集・運搬を安定的かつ計画的に行うことができるよう、法 7 条第 11 項の規定には「一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定めなければならない」とされたいこと。

(環境省)

- 一、事業系廃棄物の収集運搬業者の数は、適正業務確保の観点から、処理計画量に沿った許可業者数とされたいこと。

(環境省)

- 一、限界集落における生活排水対策を推進する観点から、農業集落排水事業の事業対象を、人口減少に維持管理費が対応出来る管路施設を必要としない、一戸からに拡充されたいこと。

(農林水産省)

- 一、地方分権確立のため、地方向け補助金等は地方が自由に使える一括交付金とされたいこと。

(内閣府・総務省)

以上

参 照

国土交通省ホームページ

環境省

「一般廃棄物処理実態調査結果」

財団法人 地方財務協会

「地方公営企業年鑑」

社団法人 日本下水道協会

「下水道統計」

社団法人 浄化槽システム協会

「浄化槽普及促進ハンドブック」

財団法人 日本ダム協会

「ダム年鑑」

全国高速道路建設協議会

「高速道路便覧」

全国道路利用者会議

「道路統計年報」

独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 「高速道路決算の概要」